

委 員 会 調 査 報 告 書

協働のまちづくり活動支援事業及びまちなか再生推進事業に関する先進
地事務調査について

令和7年10月22日から24日までの3日間に当委員会が実施した標記に関する
調査結果を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

令和7年12月2日

芽室町議会総務経済常任委員会

委員長 木 村 淳 彦

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治 様

1 調査訪問先及び調査項目

調査視察日程	訪問先	調査項目
令和7年10月22日(水) 午後2時00分から 午後3時30分まで	千葉県 習志野市	協働のまちづくり活動支援事業 ・地域担当制 (地域に寄り添う行政) ・地域コミュニティのあり方
令和7年10月23日(木) 午後1時30分から 午後3時00分まで	埼玉県 志木市	まちなか再生推進事業 ・Park-PFIと指定管理者制度の一 体運用 ・河川区域における公園再整備の 要点 ・中心市街地活性化基本計画とま ちづくり会社 ・人流設計・回遊促進手法

2 調査目的

(1) 協働のまちづくり活動支援事業

茅室町における「協働のまちづくり活動支援事業」を検証する上で、時代に即した協働のまちづくりを推進するために、先進事例として習志野市が1968年に全国で初めて導入した「地域担当制」の目的・仕組み・運用実態の取組、現状などを調査することを目的に実施した。

また、町会・自治会をはじめとする各種団体の代表者と職員が一堂に会して地域の課題を話し合う「まちづくり会議」の仕組み、実態を把握し、本町における地域コミュニティのあり方、地域と行政の新たな関係づくり「地域に寄り添う行政」を検討することを目的とした。

(2) まちなか再生推進事業

茅室町における「まちなか再生」や「公園の再整備」を検証する上で、志木市の先進的な取組から実践的な知見を得ることを目的として実施した。

志木市は、公園を単なる憩いの場にとどめず、「まちなかの賑わい創出」と「中心市街地の活性化」という明確な目的を掲げ、民間の力を積極的に取り入れて

整備を進めている。

その中で、Park-PFI制度と指定管理者制度を一体的に活用し、民間活力を導入した公園の再整備と運営を行っている。

河川区域という制約の中で、にぎわい創出と自然保全の両立を実現しており、行政負担の軽減や地域住民参加の促進など、芽室町の今後の事業展開に反映できる多くの要素を持つ。

また、中心市街地活性化基本計画の策定やまちづくり会社の設立を通じて、創業支援や空き店舗活用などの施策を展開し、地域経済と人流を結びつける取組を進めている。

本調査では、これらの仕組みや運営手法を学び、芽室町の実情に即した官民連携型のまちづくりモデルを検討することを目的とした。

3 調査方法

今回の調査は、千葉県習志野市及び埼玉県志木市に調査項目を事前に提示の上、訪問当日に関係資料の配付及び概要説明を受け、質疑を行ったものである。

視察後は、各委員から提出された調査視察報告書を踏まえ、委員会で事後調査を行い、論点化を進めたものである。

4 訪問先の概要

(1) 千葉県習志野市

習志野市は、千葉県北西部に位置し、古くは騎兵連隊・鉄道連隊が置かれるなど軍隊の町として発展してきた。戦後、軍用地は学校や住宅へと変わり、また、臨海部は昭和40年代および50年代の2度の埋め立てにより、袖ヶ浦・秋津団地などの大型団地が建設された。現在は20.97km²の市域面積を有し、文教住宅都市として発展している。

人口は、175,157人、86,371世帯（令和7年10月31日現在）である。

(2) 埼玉県志木市

志木市は、埼玉県南西部に位置し、市域面積は9.05平方キロメートル。東西約4.7kmのコンパクトな市域で、全国でも有数の小規模な市である。都心へは鉄道で約20分と近接し、住宅都市・商業都市として発展してきた。市内には新河岸川・柳瀬川が流れ、東側に荒川を抱くなど、水辺の自然と都市的利便

性が共存する。江戸時代には、新河岸川と柳瀬川の合流点に「引又河岸」が置かれ、江戸と川越を結ぶ舟運の中継地として栄えた歴史をもつ。

人口は、76,198人、37,147世帯（令和7年11月1日現在）である。

5 調査結果の概要

（1）習志野市における調査結果の概要

ア 事業等開始の経過

昭和43年当時、現在のように整ったインフラがないところ、既存のインフラ整備や新たな人口増加に対応するための整備を急ピッチで進めた中で、「市民の声を反映させる市政を築くために」をキャッチコピーに、市民に直結する市政の実現に向けた様々な取り組みを行った。その一つに、縦割り行政を補完する“横串”として「地域担当制」を発足。昭和45年、「文教住宅都市憲章」を制定し、市の都市像と住民参画の方向性を明確化した。平成4年には、地域発の会議体を全市で統一し「まちづくり会議」として制度化し（16地区）、以来、地域担当制と会議体を連動させ、住民主体行政伴走の枠組みを継続している。

イ 現状

地域担当制は、「広報・広聴の担い手」「まちづくりの担い手」として、①まちづくり会議への出席②地域のお祭り等への協力・参加③各地域の活動に対する協力・支援や地域清掃等の活動を行う。

令和7年度、市職員1,466人のうち598人（40.8%）を地域担当として配置（地区長～班員）している。まちづくり会議は平均年5～6回、各回40人規模で開催され、構成は、町会・民生委員・社協・包括・消防団・学校（校長等）・図書館/公民館などに地域担当職員が“1構成員”として参加する。令和6年度、年間要望は248件で、道路・公園・街路樹・カーブミラー・防犯灯等が約7割で、要望は協働政策課が取りまとめ、所管課が対応、必要に応じ予算要求となっている。特別枠は設けず、通常予算で優先度を調整し、回答は広報・HPで個別に公開する。町会加入率はH29：68.5%→R6：60.9%と低下傾向だが、運営へ直ちに致命的影響は出ていない。

まちづくり会議16地区は、それぞれの独自の規約を持ち、住民主体となって開催、運営を実施し、市職員（担当職員）も構成員の一部となり、地域と行政が一体となって、地域問題を考え解決策を見出し、自ら実践する組織となって

いる。

役割は、①地域交流の場②情報交換の場③役割を決め実行する場④意見や要望を直接市政へ反映させる場となっている。

ウ 課題

本町の町内会同様に、町会での加入率の低下や役員の担い手不足などが生じている。学校・社会教育施設等が複数地区に関わることにより、担当地区が重複するなど参加者の負担増大となっている。担当職員の長期配置は関係資本を蓄積する一方、固定化に伴う見落とし、“慣れ”のリスクが生じる。他機関(国・県・警察・鉄道) 案件の対応に時間を要しがちとなっている。

エ 成果

住民の要望が年度 PDCA で処理・可視化され、行政への信頼性が向上している。地域内合意を起点に解決（例：狭隘道路のカーブミラーを住民敷地提供で設置など）、地域力の発揮をもたらしている。職員の人材育成効果：地域横断の課題把握力・先回り対応力の醸成や新規採用研修（地域訪問・対話・レポート）で住民本位の視点が定着している。住民主体・行政伴走の役割分担が根付いた結果、会議運営は安定継続となっている。予算特別枠に頼らず通常予算で優先度運用とし、財政規律との整合が保たれている。

オ 対策

加入率対策の強化として、転入時の一括周知（窓口チラシ）と町会の戸別勧奨を継続・改善をする。若年層向けの参加メニュー（単発ボランティア、デジタル広報担当など）を明確化し周知する。調整機能の分散は所管課側に“地域要望担当”を明確化し、テンプレート化した処理フロー・KPI で協働政策課の属人化を抑制する。参加負担の平準化や学校・館等の出席ローテーションを可視化し、代理参加・オンライン併用で負荷を分散する。長期配置の健全化、定期レビューと相互チェック（隣接地区ペアリング）で“慣れ”的盲点を抑止する。他機関連携を前倒しし、警察・県等との定例協議枠を設け、標準回答集・要件定義（信号・横断歩道・防犯灯等）を更新する。

力 展望

人口流動が大きい都市環境下でも、①要望処理の可視化、②住民主体の会議運営、③職員の現地没入型育成、の三本柱が制度を持続させている。今後は、デジタルツール（案件管理ダッシュボード、公開型ロードマップ、オンライン合意形成）の導入でPDCAを高度化し、若年層・転入者の緩やかな参加窓口の拡充を図る。長期配置で培った関係資本を土台に、災害対応・高齢化・交通安全など横断課題で「地域解決・行政実装」の速度を高め、住民満足と行政効率を同時に引き上げる見込み。

【市民】

- ・地域における連帯感の醸成・「まちづくりの担い手」としての責任感と地域力の醸成・市政への参画意識の高揚

【市役所】

- ・地域との信頼関係と相互理解が促進（地域を知る、住民を知る）・さらにきめ細やかな市民本位のまちづくりの実現・市民協働の理解を図るための実践的な職員研修の場

以上を、継続的に目指している。

調査をする委員会（千葉県習志野市）



(2) 志木市における調査結果の概要

ア 事業等開始の経過

志木市では、平成期から県の「水辺再生 100 プラン」「川の国はつらつプロジェクト」などを通じて、河川敷の環境整備が進められてきた。

これらの事業を契機に、市は新たにぎわい拠点として「いろは親水公園」の活用を構想し、令和元年にサウンディング型市場調査を実施した。民間事業者の関心が高かったことから、翌令和 2 年度に「民間活力による公園再整備の基本計画」を策定した。

その後、Park-PFI 制度と指定管理者制度を組み合わせた整備・運営スキームを採用し、民間資金を活用することで、市の整備費の一部が軽減されることになった。さらに、事業提案採択後も市民説明会を重ね、意見を反映するなど、地域合意を重視したプロセスで事業を進めた点が特徴である。

イ 現状

再整備後のいろは親水公園には、ウォーターパーク（夏季限定・無料）、中洲の芝生広場、幼児用遊具、展望デッキ、防災対応トイレなどが整備されている。とりわけ、民設民営カフェ「デイジー」が人気を集め、休日には市内外から多くの来園者が訪れている。

指定管理者が 365 日・9 時～17 時の常駐管理を行い、清掃・除草などの維持管理を高頻度で実施。地域団体や子育て世代と連携した「プレーパーク」などのイベントも定着し、公園が地域コミュニティの交流拠点として機能している。

ウ 課題

河川区域に立地するため、堤防内での工作物設置制限や流水方向の制約など、整備・運用に関して県との調整が不可欠である。

また、ウォーターパークなど季節性の高い施設では利用時期が限定されることから、年間を通じた利用促進策が今後の課題である。さらに、来園者の多くが自家用車利用であり、中心商店街への歩行回遊が限られた点も、今後の検討が求められる。

エ 成果

公園の整備により、市民が集う新たな目的地が生まれ、テレビや情報誌で取り上げられるなど、市の知名度・イメージ向上に寄与した。

また、指定管理者の常駐により、サービス水準が向上し、利用者満足度が高まったほか、地域団体との協働イベントが増加した。

さらに、「駅前イベント→商店街→公園」という一体的な人流づくりを仕掛けすることで、中心市街地の賑わいを水辺空間へと広げる効果が見られている。

オ 対策

志木市では、県との協議により、仮設の流れ橋や船着き場をイベント時にのみ使用可とする運用を確立し、安全性と柔軟性の両立を図った。

また、収益施設の利益を10年ごとに精算し再整備費へ充当する仕組みを導入し、長期的な維持管理財源の安定化を目指している。

さらに、指定管理者と市が定期的に情報共有を行い、地域団体との協働イベントを通じて公園の活用度を高めている。

カ 展望

今後は、公園単体の運営にとどまらず、志木市が策定した中心市街地活性化基本計画（令和5年度～10年度）との連携を強化し、駅前から公園に至るまでの面的なまちづくりの一体化を進めていく方針である。

まちづくり会社「志木まちづくり株式会社」が中核となり、創業支援・チャレンジショップ・空き店舗対策などを推進しながら、中心街の賑わいを持続させ、公園との相乗効果による地域経済の循環を図る計画である。

調査をする委員会（埼玉県志木市）



6 委員会としての総括

(1) 協働のまちづくり活動支援事業

習志野市が昭和43年より半世紀以上にわたり継続してきた「地域担当制」と「まちづくり会議」について調査を行った。

本制度は、縦割り行政の弊害を是正し、地域の課題を職員自らが把握し、行政内部に反映させる仕組みとして早期に確立されたものであり、現在も地域住民の自主性と行政の伴走支援が有機的に結びついた優れた制度運用であることを確認した。

まず、地域担当制は、市職員の約4割が担当として地域に関わり、現場の声を吸い上げるとともに、地域行事や会議への参加を通じて住民との信頼関係を築いている点が特徴的である。これにより、行政が現場を実感的に理解し、住民の要望や課題を迅速に把握する体制が整っている。

また、まちづくり会議は、町会・民生委員・社協・学校・消防団など多様な主体が集う住民主体の会議として、市内16地区で定期的に開催されており、年間200件を超える要望が行政に届けられている。これらは、協働政策課を中心に整理・回答され、広報やホームページ上で公開されるなど、行政運営の透明性と説明責任の高さが印象的であった。

一方で、町会加入率の低下や担い手不足といった全国共通の課題を抱えつつも、行政と地域が「顔の見える関係」で支え合いながら制度を持続している点は注目に値する。特に、若手職員が地域研修を通じて現場を知る仕組みは、人材育成と地域理解の双方に効果的であり、職員の資質向上にも寄与している。

さらに、多くの職員が地域担当者として配置されていることで、職員一人ひとりの負担軽減がなされ、長く運用されてきている実態となっている。

今後、芽室町においても、地域と行政の協働をいっそう強化するにあたり、習志野市の「地域担当制とまちづくり会議の一体的運用」や「要望の見える化」を参考とし、町民参加の仕組みづくりや若手職員の現地研修の導入など、新たな地域密着型の行政運営に発展させていくことが重要であると考える。

しかしながら、本町における現行の「地域担当職員制度」は「めむろシティプロモーション計画」の中で「シビックプライドを育む機会を町民生活に組み込んでいく」ための手法と定義されていながらも、「広聴機能」の要素が強い実態であり、町に対して、改めて当該制度の趣旨や目指す成果を調査することが前提となる。

第5期芽室町総合計画の計画期間は令和8年度までであり、今後は第6期策定作業が実施されることから、委員会として、次期総合計画策定のスケジュールを踏まえながら、計画的かつ継続的に個別事業の調査として取り進めるべきと考える。

(2) まちなか再生推進事業

志木市の「いろは親水公園」及び「中心市街地活性化」の取組は、公共施設の再整備とまちなか再生を一体で進める極めて実践的な事例であることを確認した。とりわけ、Park-PFI制度と指定管理者制度を組み合わせた公園運営モデルは、財政負担の軽減、サービス水準の向上、地域主体との協働の三要素を同時に実現しており、今後芽室町が官民連携による施設整備を検討する際に大いに参考となる。

志木市では、行政が単独で整備・運営するのではなく、早期から民間事業者や市民団体を巻き込み、整備計画の段階で意見反映の場を設けていた。これにより、利用者目線の施設整備が進み、完成後も地域の理解と愛着を得ながら持続的な運営が可能となっている。

また、Park-PFIを通じて得た収益を10年ごとに再投資する仕組みは、単年度主義に偏りがちな地方財政において、長期的な維持管理費の安定化を図るうえで有効な考え方である。

さらに、公園の整備が単体ではなく「まちなか」全体のにぎわいづくりと結び付けられていた点も特筆される。志木市では、駅前デッキを起点に商店街を通って公園へ至る「回遊動線」が設けられ、イベントやスタンプラリーなどを通じて駅前・商店街・公園の三拠点が連動している。

志木市のもう一つの特徴は、中心市街地活性化基本計画とまちづくり会社の連携である。まちづくり会社が創業支援・空き店舗対策・チャレンジショップ運営を担い、行政が財政的・制度的に支える構図は、官民の役割分担が明確で、行政主導から民間主導への移行をスムーズにしていた。

加えて、「自然と賑わいの調和」という視点を一貫して重視していた。事業化の際には、既存樹木の保全を求める市民意見を踏まえ計画を修正し、賑わい創出と環境保全を両立させている。

総じて、志木市の事例は、制度や事業スキームの活用にとどまらず、「地域の担い手を育てながら共にまちを運営する」という長期的な視点に立っている。

これらのことと踏まえ、茅室町において当該事業を推進するにあたって、継続調査、研究する事項として以下5点を総括とする。

- ア 事業実施にあたり、町民・事業者・関係団体等による官民協働の仕組みの導入を検討すること。
- イ 今後の Park-PFI 事業の実施にあたっては、指定管理者制度や地域連携事業の活用を検討し、町に対する利益還元の手法の提案や指定管理の更新期間・評価制度の検証を念頭に置くこと。
- ウ 茅室町のように、自動車依存が高い地域では、駐車場・歩行ルート・商業エリアを一体設計し、「車で来て歩いて楽しむ」動線づくりを考えること。
- エ まちなか再生や公園整備にあたっては、自然・景観・文化的要素の継承を意識しながら、環境に配慮した設計思想を明示すること。
- オ 商工会や地域団体を核とした官民中間組織の立ち上げを視野に入れ、行政と民間の“両輪”で「地域の担い手を育てながら共にまちを運営する」という方針のもと、短期的なイベント誘致から、継続的な地域経営へと発展させる仕組みを設け、まちなか再生を進めること。